

令和7年1月31日

全日静岡速報

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部
 公益社団法人 不動産保証協会静岡県本部
 一般社団法人 全国不動産協会静岡県本部 (TRA)
 TEL054-285-1208 FAX054-284-0913
 e-mail : info@shizuoka.zennichi.or.jp



発行：広報委員会

<内閣府からのお知らせ>「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバンについて

令和6年12月20日(金)に重要土地等調査法の届出制度に関するキャラバン（周知活動）を実施しました。重要土地等調査法では、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域を注視区域・特別注視区域として指定し、区域内の土地等では機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握する調査を行います。

特別注視区域内では、面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には、あらかじめ内閣府に届出をすることが必要になります。宅地建物取引業者の皆様におかれましては、特別注視区域内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際に、重要土地等調査法に基づく届出義務について、当事者に対して重要事項として説明することが必要となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

届出様式や記載要領はホームページの「届出について」のページ（<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html>）に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。



○「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバン

- ・日時：令和6年12月20日(金) 14:00～15:30
- ・場所：アクトシティ浜松 研修交流センター401会議室
- ・対象：全日静岡県本部及び静岡県宅建協会の所属会員（合同開催）
- ・実施形式：対面＋オンライン
- ・内容：①取組みの趣旨説明、②業界向け動画の放映、③質疑応答 等



<静岡県内の特別注視区域 ※令和6年12月(キャラバン実施時点)>

（売買等の当事者は届出が必要、宅建業者は重要事項として説明が必要）

- ・浜松基地（浜松市）
- ・御前崎分屯基地（御前崎市）

※売買等の対象となる土地・建物が上記特別注視区域に含まれるかどうかについては内閣府ホームページをご確認ください。

なお、重要土地等調査法に基づく注視区域・特別注視区域図に関し、届出を行う利用者の利便性の向上を目的として、令和6年6月26日(水)より、「重要土地ウェブ地図」を公開しておりますのでこの機会にご活用ください。

内閣府ホームページ

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索

[重要土地ウェブ地図](#)（内閣府ホームページ内）

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html#kuikishiteiichiran>

問い合わせ先

内閣府重要土地等調査法コールセンター 電話番号 0570-001-125(平日 9:30～17:30)

